

日医発第 307 号（保 70）
平成 25 年 6 月 28 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

医薬品の効能・効果の追加に伴う
診療報酬の算定方法に関する留意事項の一部改正について

平成 25 年 6 月 14 日付け保医発 0614 第 3 号により、診療報酬の算定方法に関する留意事項通知（平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」）の一部が改正され、同日から適用されましたので、お知らせ申し上げます。

今回の改正は、タクロリムス水和物（製品名：プログラフカプセル 0.5mg、同 1.0mg）の適応症に「多発性筋炎・皮膚筋炎に合併する間質性肺炎」が追加されたことに伴い、間質性肺炎（多発性筋炎又は皮膚筋炎に合併するものに限る。）の患者に対してタクロリムス水和物を使用した際にも、「B001 特定疾患治療管理料」の「2 特定薬剤治療管理料」の算定を可能とするものであり、具体的な改正内容については添付資料のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム（医療保険「医薬品の保険上の取扱い等」）に掲載を予定しております。

（添付資料）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（平 25. 6. 14 保医発 0614 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長）

(別紙)

別添1の第2章第1部のB001特定疾患治療管理料の2の(1)のシを次のように改正する。

シ 全身型重症筋無力症、関節リウマチ、ループス腎炎、潰瘍性大腸炎又は間質性肺炎（多発性筋炎又は皮膚筋炎に合併するものに限る。）の患者であってタクロリムス水和物を投与しているもの

(参考)

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について
(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)

別添 1

医科診療報酬点数表に関する事項

第 2 章 特掲診療料

第 1 部 医学管理等

B 0 0 1 特定疾患治療管理料

2 特定薬剤治療管理料

- (1) 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月 1 回に限り算定する。

シ 全身型重症筋無力症、関節リウマチ、ループス腎炎又は、潰瘍性大腸炎又は間質性肺炎（多発性筋炎又は皮膚筋炎に合併するものに限る。）の患者であってタクロリムス水和物を投与しているもの